

## WTO 農業交渉に関する意見書

WTO ドーハ・ラウンドは、年内のモダリティ（保護削減基準）確立に向けた動きが再び加速しております。

世界人口が拡大を続け、食料争奪が地球規模で深刻化する中、自由化のみを目的とした農産物貿易ルールでは、国際的な食料需給の逼迫や地球温暖化など、我々の食料と暮らしに直結する諸課題の抜本的な解決につながるものではありません。

早期妥結のみを優先する交渉は、わが国農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させる恐れがあります。

特に、沖縄農業においては、基幹作物であるさとうきびをはじめ、パイナップル、畜産業に壊滅的な打撃を受け、危機的状況に陥る恐れがあります。

今般、金融サミット・APEC 首脳会合においてモダリティ（保護削減基準）確立の年内合意に向けた声明が発表され、本県の生産農家をはじめ農業関係者は強い危機感を抱いております。

こうした状況をふまえ、政府においては、交渉にあたって以下の事項が確保されるよう断固とした対応を要望します。

### 1. 「砂糖」など重要品目の十分な数と柔軟性の確保

国内生産、地域経済の維持等に不可欠な基幹品目を守るため、十分な数の重要品目を確保するとともに、砂糖など関税割当対象外の品目についても自主指定を可能とし、その扱いについて最大限の柔軟性を確保するよう確固たる決意で交渉に臨むこと。

### 2. わが国農業を崩壊させる上限関税の断固阻止

議長案において、100%を超える高関税品目の対象制限と代償を求める実質的な上限関税の導入が提案されているが、食料純輸入国にのみ一方的な犠牲を強いる上限関税は断固阻止すること。

### 3. 沖縄農業・関連産業への影響の抑制

沖縄農業において重要な地位を占めるさとうきび、肉用牛、養豚、パイナップルなどの品目については、大幅な関税削減を回避するとともに、十分な国内対策と財源確保を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月11日  
沖縄市議会

あて先

内閣総理大臣

外務大臣

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

沖縄及び北方対策担当大臣